天理市建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年5月30日

天理市長 並 河 健

天理市規則第25号

天理市建設工事執行規則の一部を改正する規則

天理市建設工事執行規則(昭和48年2月天理市規則第4号)の一部を次のように改正する。

本則中「検査員」を「検査職員」に改める。

様式第4号中

Γ

		着完	工 成	年年	月 月	日日			
工	期	注 この工事において、工事を施工しない日又は時間帯を定める場合は、次のよう							
		工事を施工しない日又は工事を施工しない時間帯							

を

Γ

		着完	工 成	年 年	月 月	日日			
工	期	期 この工事において、工事を施工しない日又は時間帯を定める場合は、2							
える。									
		工事を施工しない日又は工事を施工しない時間帯							

に、

Γ

	金				円		
契約保証金	ただし、現	金	金		円		
	代用証券		金		円	(内訳別紙明細書のとおり)	

を

契約保証金金円ただし、現 金 金円代用証券 金円 (内訳別紙明細書のとおり)

建設発生土の搬出先等

Γ

この工事に伴い工事現場から建設発生土を搬出する予定である場合は、仕様書又は現場説明書に建設発生 土の搬出先の名称及び所在地を定める。なお、この工事が資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年 法律第48号)の規定により再生資源利用促進計画の作成を要する工事である場合は、受注者は、工事の施工 前に発注者に再生資源利用促進計画を提出し、その内容を説明しなければならず、工事の完成後に発注者か ら請求があったときは、その実施状況を発注者に報告しなければならない。

建設発生土の搬出先については

に改め、同様式中「第2条第4項に規定する特定住宅瑕疵担保責任」を「第2条第5項に規定する特定住宅瑕疵担保責任」に改める。

様式第4号建設工事請負契約書第30条第1項中「建設機械器具」の次に「(以下この条において「工事目的物等」という。)」を加え、同条第4項中「工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具」を「工事目的物等」に、「係る額」を「係る損害の額」に、「第6項において」を「以下この条において」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、 発注者が損害合計額を負担するものとする。

様式第4号建設工事請負契約書第30条第6項中「た額」」の次に「と、「損害合計額を」とあるのは「損害合計額から既に負担した額を差し引いた額を」」を加える。

様式第4号建設工事請負契約書第48条の2第1号中「その者」を「その者その他経営に実質的に関与している者」に、「役員又はその支店若しくは」を「役員、その支店又は」に、「代表者」を「代表者その他経営に実質的に関与している者」に、「暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する

暴力団員をいう。以下同じ。)」を「、暴力団又は暴力団員」に改め、同条第2号を削り、同条第3号中「自己」を「、自己」に、「した」を「している」に改め、同号を同条第2号とし、同条第4号中「暴力団又は」を「、暴力団又は」に改め、同号を同条第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に 利用するなどしていると認められるとき。

様式第4号建設工事請負契約書第48条の2第5号中「暴力団又は」を「、暴力団又は」に改める。

様式第13号中

Γ

受注者 様

検査員

を

|

受注者 様

監督職員

に改め、同様式中「、検査員」を「、検査職員」に改める。

様式第13号の2、様式第16号及び様式第16号の2中「検査員」を「検査職員」 に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の天理市建設工事執行規則の規定は、この規則の施行の日以後に公告 告又は指名通知を行う工事に係る契約から適用し、同日前に公告又は指名通知を行う工事に係る契約については、なお従前の例による。